

平成25年 4 月24日

平成25年

第 4 回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

## 平成25年第4回教育委員会定例会会議録

平成25年4月24日午後3時大田区教育委員会定例会を開催した。

### 1 出席委員

横川 敏 男	委 員	委員長
鈴木 清 子	委 員	委員長職務代理者
藤崎 雄 三	委 員	
尾形 威	委 員	
芳賀 淳	委 員	
清水 繁	委 員	教育長

計 6 名

### 2 出席した職員

教育総務部長	勢 古 勝 紀
教育地域力・スポーツ推進担当部長	赤 松 郁 夫
教育総務課長	青 木 重 樹
副参事（教育施設担当）	下 遠 野 茂
学務課長	水 井 靖
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	菅 野 哲 郎
学校職員担当課長	室 内 正 男
教育センター所長	菅 三 男
社会教育課長	星 光 吉
スポーツ推進担当課長（副参事・国体担当兼務）	梅 崎 修 二
大田図書館長	山 本 成 俊

計 11 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第4回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 横川 敏 男

○委員長

ただいまから、平成25年第4回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしているので、会議は成立する。次に、会議録署名委員に藤崎委員を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○ 教育長

資料) 教育委員会制度等の在り方について(第二次提言)(平成25年4月15日 教育再生実行会議)

3点、報告をさせていただきます。

第1点目、4月21日(日)開催の子どもガーデンパーティーについて報告する。当日は朝から雨が降り気温も低く風が強い、大変悪いコンディションで、屋外の会場が変更され小学校の体育館、教室など、外と比べると大変狭い環境の中で行われた。しかし、それぞれ地域ごとに工夫をしており、子どもたちが喜びそうなゲーム、催しが実施された。多くの子どもたちが参加し、楽しいひと時を過ごしたと思われる。当日は、多数の中学生ボランティアの生徒、高校生ボランティアの生徒も併せて各会場において参加しており、ボランティアの子どもたちの姿が大変目立っていたと思う。これは大変よい傾向だと考える。また、今年採用になった若手の教員も、子どもたちと一緒にゲームなどの指揮をとっていた。若手の教員が参加して、地域の方と一緒に活動しているのも頼もしい。

子どもガーデンパーティーは、大田区のイベントの中では62回という大変伝統を持った立派なものであり、この間の社会の変化に対応しながら進化をしてきた。青少年対策地区委員、学校関係者、地域の方々、様々な方々の参加の中で企画・運営され、その成果が着々と出ており、今後もこの伝統の上に立って、さらによりガーデンパーティーが作られていくのではないかと考えている。

第2点目、現在、私や教育委員会事務局の管理職が、新たに校長が昇任した学校や、他区や市から転入された校長が就任した学校を訪問し、授業などを観察させてもらっている。大変意欲的な姿勢でそれぞれ学校運営に臨んでいる校長の姿、また子どもたちも大変表情が明るく、教室の中の秩序も保たれて元気に授業を受けている姿が見てとれ、嬉しい限りである。特に本日行った矢口中学校だが、3年くらい前に行ったときには、子どもたちが教室の中から外に出ないように、複数の教員が教室をガードしていた厳しい状況もあった。本日、行った際、学校内の秩序も非常に保たれており、新1年生の体育の授業を見たが、元気よく落ちついた姿勢の中で、しっかりそれぞれが精神を集中して授業を受けていることがわかった。これは、この間の校長を含めた教職員が一体となって頑張った結果だと見てとれる。元気な学校は教職員も廊下などで出会うと挨拶をしてくれる。我々も

ちろん挨拶をするが、子どもたちも「おはようございます」「こんにちは」と嫌々ではなく、自然に挨拶が出てくる。観察していると教職員が校長と一体になって共通目標に向かって頑張っており、子どもたちもそういう先生方の姿を見て、その学校で安心して勉強できるといった気持ちが出てきた結果、コミュニケーションが互いに心から通い合うようになると、不登校の子どもも減ってくるのではないかと考えている。

こういった幸先のよい状況であるので、先生方がめげずにこの1年間頑張れるよう、教育委員会事務局としてはしっかりサポートするよう努力していきたいと思う。

ただ、本日、私が気になったのは、小学校に行ったとき、子どもたちが鉛筆をしっかり持っていないことだ。グーのような持ち方で、このような持ち方をずっと続けていくのはよくないので改善をする必要があると考えている。近藤珠實さんが（マナー・作法の専門家としていろいろな本を出している）、私がこの方からいただいた「マナー速習帖」という本があり、その中に、箸を正しく持つことが大変大事である、箸を正しく持つことによって、日本人はどんな細かい作業でもやってのけることができることになっている、箸は素晴らしい道具であって、日本人が器用なのは、昔から箸だけを使って食事をする民族の伝統を持っているからということ、手先の器用さと箸の正しい持ち方というのはつながっている、とあった。箸を正しく持つと、脳を刺激して脳の発達も促進させ、字が上手になるとか、心が落ちついて集中力が増すという効果もあると言っているが、そうであれば、鉛筆を握る時間と箸を握る時間を比べると、学校では鉛筆を握る時間のほうが長いと思う。鉛筆をきちんと持つことは箸をきちんと握ることと相即的な関係があるかと考えれば、鉛筆をきちんと持てない子は、箸もきちんと握っていないのかもしれない。これは推測だが、なるべく早い時期に鉛筆の持ち方を直していくことが、その後の学習を促進するという意味でも、学力向上という意味でも必要なのではないかと感じた。正しく鉛筆を持っていない子どもが40%はいるのではないかと印象があった。

3点目、「教育委員会制度等の在り方について（第二次提言）」について報告する。教育再生実行会議が4月15日に政府に提出した文書がある。その中の「教育委員会制度等の在り方について」で、現在、教育委員会というのは教育現場で起きる問題に対して、的確で速やかな対応が行われていない。その結果、子どもたちが教育を受ける機会が妨げられ、ときに子どもの生命や身体が危険にさらされる事態が生じている。したがって、教育委員会制度は教育制度の根幹に関わる問題であって、教育委員会の制度を変えないといけないのだと書かれている。

第1章ではもう少し詳しく書いてある。「地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築く。」というタイトルのもとに、現在、教育委員会制度には合議制の執行機関である教育委員会、その代表者である委員長、事務の統括者である教育長の間での責任の所在の不明確さ、教育委員会の審議等の形骸化、危険管理能力の不足といった課題がある、非常勤の委員の合議体である教育委員会では、日々変化する教育問題に迅速に対処できないと書いてある。教育委員会という制度そのものが、必然的にこういった問題を発生させるものであるが、中には関係者のたゆまぬ努力と相互の緊密な意思疎通によって、適切な教育行政が行われている地方公共団体があることも事実であるが、それは属人的なもので、制度的にはやはり欠陥があるので直す必要がある、それは現在、地域の民意を代表する首長が教育行政に連帯して責任を果たせるような体制になっていないか

らだ、という趣旨で書かれている。

私がざっと見たところ、妙だと思うところがあった。現在、教育長は確かに教育委員会で任命されている。教育長も教育委員として議会の人事案件として議会に諮られて、議会の承認を受けた後、首長から教育委員として任命される。教育委員は非常勤の特別職という身分で、その教育委員が教育委員会の中で審議されて、教育長という任命は教育委員会がするようになっており、教育長として任命されると、一方で常勤の一般職になってしまう。教育長そのものは常勤の一般職で、教育委員としては非常勤の特別職であるという二重性の中で、教育長というポストが置かれているが、問題は教育委員会の中で教育長を任命する行為がそこで常勤職の一般職を誕生させるのだが、委員会の統一的権限を定める必要性はわかるが、法的にやや無理があるように思う。予算上は常勤職のポストの予算は計上されているので、それにあつた人を選ぶということは問題がないのだが、議会の同意案件は教育委員としての同意案件になっており、教育長としての同意案件になっていない。今回の改正は議会に諮る段階で教育長としての同意案件にして、教育長として首長が任命するという形にし、教育長の権限を教育委員会から任命されるのではなく、首長から直接任命される形にして、罷免もできるようにするということがポイントだと思う。

現在、心身の故障で仕事ができなくなった場合、その他、著しく職務の信頼を失墜させるような事件を起こしたときには首長が教育長を罷免できるようになっているのだが、それ以外の事柄については、教育委員会では教育長を罷免できない。そうすると、例えば新しく選挙などで選ばれた首長が、自分の教育政策をやろうとした場合、前の首長から選ばれた教育委員の任期が残っていると、その任期中は誰一人として教育長を罷免することはできない。前の首長と新しく選ばれた首長の考え方が相当違っている場合、罷免できないということで教育長が邪魔になってくる。この状態をなくさないと首長の新しい政策ができないのではないかとといった趣旨で書かれている。それは一つの理屈ではあるが、教育委員会が形骸化しているとか迅速に対処できないというのは少しおかしいと思う。教育委員会は絶えず首長との関係を保っているので情報交換をしており、議会などでも常任委員会において教育行政については事細かに報告をしているし、本会議においても、この間は横川委員長が教育委員会の所信表明をきちんと述べ、それに基づいて本会議ではいろいろ議員から質疑を受けて話をしており、情報はきちんとオープンにしている。閉鎖的ではないし、迅速に対処しなければならない事案ができた場合は、教育長だけではなく、事務局、全ての教育関係の職員や学校関係者も一斉に対応しているし、その結果については教育委員との連携をとってやっており、特に支障がない形でできていると思う。現行制度でもできないことはないはずである。

確かに首長に教育委員の罷免権がないと、フラストレーションがたまってしまう首長がいるかもしれないが、教育の根本は、特に小・中学校の場合は、基礎的な学力や生活習慣やその他のモラルをきちんと子どもたちに認識させるという点においては、いつの時代でもそれほど変わるものではないし、また、変わってはいけない。現状の教育委員会制度があるから、大津市のような問題が起こると言うわけだが、それは当たらないのではないかと、それは首長の責任転嫁ではないかと思う。自己の責任を棚上げして、専ら教育委員会や学校に全ての責任を転嫁するような態度では困る。そもそもこういった制度が戦後、ずっと長く続いてきて、それに対して改正しようという動きは特になく、いじめの問題など

を機縁にしてクローズアップされてきたが、過去にこのような制度を使ってきた方の真摯な反省というものが感じられないような報告書である。このような制度で運用してきたということになると政治責任になるので、なぜ、問題なのかということをも具体的に理論的に証明していただかないと困る。報告書には全くその辺の記述がなく、ただ、最初から教育委員会というのは審議が形骸化している、教育委員会が機敏に対応できないと専らそこばかりを言っており、説得力がないという印象がある。

もう一つ、私が大事なことだと思っているのが、権限と責任は一致しないといけないということである。現行は県費負担教職員制度というものがあり、東京の場合は東京都の教育委員会が採用し、採用した教職員は各小中学校に配属される。採用等の任命や罷免等の権限は都の教育委員会が持ち、配属された現場の指揮監督権は我々区市教育委員会が持つという権限の二重性がある。権限と責任の一致というのであれば、まず教員の採用から罷免まで全て大田区の教育委員会が持たないといけない。それで初めて権限と責任問題が発生し、現状は県費負担教職員として配属された教職員の指揮監督は我々なのだが、そういう権限と責任の不一致があるということをも放置したままで、専ら教育長だけを首長につけたところでこの根本的な問題は解消されないのだから、その部分は何ともしないといけないと思う。「責任ある教育行政が確実に行われるよう、具体の教育行政については、原則として地方公共団体自らが判断し、責任を負うべきとの前提に立った上で、地方公共団体の教育行政が法令の規定に違反したり、子どもの生命・身体や教育を受ける権利が侵害されたりする場合には、最終的には、国が、是正・改善の指示等を行えるようにすることにより、その責任をしっかりと果たせるようにする。」と、一見妥当な主張のようだがこれは地方分権の精神からすると逆行するような規定である。そもそも首長がリーダーシップを持っていることは前提である。この制度改革を行なう場合、首長にもリーダーシップがない、議会にも現状において是正する能力がないということがあり得ることを前提にした上で、国が最終的に是正の指示等を行っていくことになると、住民から選ばれリーダーシップのある首長を前提にしないとすると、何のために教育長の権限強化の改正するのかわからなくなる。こういった文部科学省が地方分権によって権限が縮小されてきたことを巻き返すようなことを考えているような矛盾した記述がいくつも残っている。これから制度設計は中央教育審議会でも審議されると思うが、そこで本当によく議論してもらわないと、非常に大ざっぱな提案なので、もっと問題点をしっかり原因分析をして、それから提案してもらいたいというのが私の感想である。

○委員長

ただいまの教育長の報告に、意見や質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

## 日程第2 「部課長の報告事項」

### ○委員長

部課長の説明を求める。

### ○ 教育総務部長

資料) 平成25年度教育委員会事務局の主要事務事業

平成25年度の教育委員会事務局の主要事務事業について、報告する。

まず、今年度の主要事務事業として取り上げた事務事業である。このうち、「おおた未来プラン10年」が13事業、その他の事業が10事業となっている。今年度、新たに進めている事業の特徴となる点を取り上げて説明をする。その他の項目については、記載してある内容のとおりなので、後ほど確認していただきたい。

最初に、「おおた未来プラン10年」の事業、1の「基礎学力の定着」について説明する。平成24年度に共通様式の学習カルテを開発した。今年度はこれを活用して、学習カウンセリングを実施していく。

2の「小中一貫教育の推進」、及び3の「ICT教育の推進」の取組については、記載のとおりである。

4の「不登校施策の充実」だが、教育相談室と在籍校の連携をさらに充実させていくものである。これまでは、ともすれば、聞き取りのみに終わっていたということもあるが、これらを支援、助言へと内容を充実させていこうというものである。また、区費スクールカウンセラーについては、全中学校と小学校の重点校21校に配置していくものである。

5の「日本語指導教室の充実」は、記載のとおりである。

6の「学校施設の改築」だが、嶺町小学校については、今年度、既存施設の解体とⅡ期工事に入る予定である。そのほかは記載の工事等を進めていく。

7の「学校施設の緑化の推進」。多摩川小学校の校庭芝生化工事を施工するほか、記載のとおり取り組んでいく。

8の「学校運営システムの構築」、9の「生涯学習リーダーの育成」、10の「生涯学習センターの整備」については、記載のとおりである。

11の「スポーツ施設の整備」だが、「おおた未来プラン10年」に添ったものであり、未来プランの項目としてうたっているものである。大田区総合体育館の整備については昨年度に体育館が完成し、大田区としてスポーツ健康都市宣言をしている。今年度はこの体育館を活用した区民のスポーツ振興を推進する施設運営に努めていきたい。

12の「図書館の改築・改修」については、記載のとおりである。

13の「馬込文士村資料の活用」だが、今年度の取組として、より具体化した目標の設定をさせてもらい、その充実を図っていくものである。

次にその他の主要事務事業を説明する。1の「(仮称) おおた教育振興プラン改訂版の

策定」は、次期5か年にあたる平成26年度から平成30年度までのプランを策定するものである。

2の「学校施設の整備・改修」と3の「校外施設の整備」、4の「理科教育の推進」、これは清水窪小学校のサイエンスコミュニケーション科の記載である。これらについては記載のとおりである。

また、5の「中学生海外派遣」についても、記載のとおり実施をしていく。

6の「体力向上の推進」だが、平成24年度に各校に提示している体力向上全体計画に基づいて、各学校で作成した計画に取り組んでいくものである。また、中学生の東京駅伝については、区議会から「広報については、もう少し充実を」という意見もあり、さらに周知に努めていきたい。

7の「学校支援地域本部の設置」、8の「総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援」、9の「スポーツ祭東京2013の開催」については、記載のとおりである。

最後になるが、10番の川瀬巴水資料の活用は、本年10月27日から特別展を開催するとともに、特別展への集客を図るために片柳学園との連携のもと「プレ展示」も実施するというものである。

## ○ 学務課長

資料) 平成25年4月7日現在 在籍者数

平成25年4月7日現在の区立小中学校の在籍者数について報告をする。小学校通常学級の在籍者数は、27,829人である。昨年同時期では27,789人だったので、40人の増となっている。学級数は906学級であり、昨年は900学級だったので、6学級が増加している。また、昨年度より小学校の学級編制基準が、小学校1年生は35人学級とされ、2年生は35人学級にすることができる、とされたが、今年度は1、2年生全ての学級が35人学級となった。

また、特別支援学級の固定級については、34学級、228人で、4人の増である。

中学校の通常学級の在籍者数は、糀谷中学校の二部を含め10,888人で、昨年が10,820人であったため、68人の増となっている。学級数は同じく糀谷中学校二部を含めて322学級、昨年が314学級であったため、8学級の増となっている。中学校で8学級が増加した主な原因としては、今年度より中学校1年生についても、学級編制基準が35人学級にすることができることによると考えている。既に35人以下となっていた中学校も含めて、20校で35人学級が実現できている。35人学級としなかった学校については、配置された教員を活用してチームティーチングを導入した学校が5校、少人数指導を強化した学校が3校となっている。

特別支援学級の固定級は、21学級で143人、昨年に比べて4学級で17人の増となっている。

このほか、特別支援学級の通級では、小学校は30学級で285人、1学級12人の増である。中学校の通級の特別支援学級は9学級で74人、1学級6人の増となっている。日本語学級は小学校1学級で13人、2名の減となっている。中学校は2学級で22人、学級数は同じだが、4人の減となっている。

○ 社会教育課長

資料) 第62回 大田区子どもガーデンパーティー参加者数

第62回 大田区子どもガーデンパーティーの開催結果について報告する。今年のガーデンパーティーは4月21日、日曜日に区内10会場で開催された。当日は、前日からの雨が続き、全会場で雨天会場における屋内での開催となった。各会場における参加者は配布資料に記載されているので、参照いただきたい。総参加者は雨天ということもあり、26,115人であり、昨年の42,804人と、比較すると16,689人の減、昨年の61%の参加者数という結果になった。各会場では青少年対策地区委員をはじめとした地域の方々、学校の教職員など多くの方々に尽力いただき、無事に終了させていただいた。

○ 大田図書館長

資料1) 大田区まちなみ・まちかど遺産『六郷用水』

資料2) 平成24年度刊行 埋蔵文化財調査報告書

郷土博物館の刊行物について報告する。

1点目は、カラー刷りの「六郷用水」の刊行物「大田区まちなみ・まちかど遺産『六郷用水』」である。大田区の郷土の遺産の1つである六郷用水が完成してから400年余りが経過した。その歴史を振り返り、時代の移り変わりと用水の変貌した様子を収録した資料集(ガイドブック)として作成したものである。2,000部を印刷し、有償販売分は1,100部を予定している。今回、契約した作成単価は、1冊241円で、郷土博物館における有償販売価格決定の手順では、1,000円未満の作成単価のものは、100円未満を切り上げ300円とするところであるが、「馬込文士村ガイドブック」などの販売単価を参考として、広く区民へPRし、活用していただくことを願い、「馬込文士村ガイドブック」と同じ200円での販売を考えている。この200円は、平成24年度の予算を作成する段階での単価に合わせたものである。郷土博物館では、5月18日(土)に六郷用水を散策しながら地域の歴史を説明するイベントを企画している。また、地域の区民活動団体である「六郷用水の会」なども積極的に活動しており、まち歩きイベント、また、観光協会も「大田区のまちを歩こう」というイベントを何回かしており、そういう場面で広く周知し、購入・活用いただくようなPRを積極的に進めていきたいと考えている。

2点目はもう1冊の白黒の資料、平成24年度刊行 埋蔵文化財調査報告書である。今回は「大田区の埋蔵文化財」の第21集として、久ヶ原遺跡Ⅳ、丸山遺跡Ⅰ、山王遺跡Ⅳ、下沼部貝塚Ⅰ、稲荷森遺跡Ⅰの発掘調査報告である。本書は平成21年度・22年度に実施した縄文時代の下沼部貝塚と稲荷森遺跡、弥生時代の久ヶ原遺跡と丸山遺跡、古墳時代の山王遺跡の調査成果をまとめたものである。特に丸山遺跡は、区内で初めての調査報告であり、久ヶ原遺跡と同様に弥生時代の遺跡報告として貴重なものと捉えている。遺跡の後の番号だが、例えば久ヶ原遺跡Ⅳというのは、4番目の調査報告としてまとめたものである。丸山遺跡については、今回、初めての報告である。本書については作成単価が1,102円なので、1,100円での販売をする。600部の印刷で、有償販売は150部を予定している。

○ 委員長

ただいまの3つの報告に意見や質問はあるか。

### ○尾形委員

大田区教育委員会事務局のすばらしいところは、「おおた教育振興プラン」で数値目標を決めているところだと思う。学力、体力、不登校についても数値目標を決め、それに向かって取り組んできた。そしてそれが実現しているところが素晴らしいと思う。その件で1つ質問だが、不登校施策の充実の中で、今までの聞き取りから、今度は支援、助言という話もあった。聞き取りから、きちんと支援、助言していくのが当然の話だと思うのだが、具体的に今の段階で考えていることはどのようなことか。

### ○教育センター所長

不登校については、不登校の子ども出さない学校運営の構築が必要である。また、不登校ごみや不登校になった子どもの支援を強化していこうということで、昨年、不登校問題解決要綱を改正した。具体的な取り組みとしては、教育センターの相談員が学校を訪問したり、ケース会議に参加してアドバイスしている。

更に、メンタルフレンドの派遣も充実した。スクールカウンセラーの活動についても、カウンセリングにとどまらず、学校不適應の児童・生徒の予防や早期発見を重視するようガイドラインを作成し取り組んでいる。

更に、学校と教育センターでケース情報を共有し、連携して支援に取り組むように改善した。

### ○指導課長

年2回実施しているメンタルヘルスチェックだが、その活用状況についても教員に調査した。前年度と比較して不登校の子どもを減らした学校と、増やした学校の2層に分けると、小学校においてはメンタルヘルスチェックの後に面談を実施した回数が多い学校ほど不登校の児童が減っている傾向がある。中学校においては、メンタルヘルスチェックの結果に基づいて、生徒理解につながったと回答する教員が多い学校ほど不登校の生徒を減らしている。組織的にメンタルヘルスチェックをしっかりと分析して、その後の子どもたちを把握し、対応していくことが大事だということを改めて先生方に伝えていきたいと思っている。

### ○教育長

先ほど、教育改革の問題について話したが、要するに教育委員会制度が持っている固有の組織上の課題があると思う。教育委員会が本店だとすれば、多数の学校が支店のような形につながっているわけである。そういう特殊な組織的構造、それ以上に、学校という現場と教育委員会とは仕事の役割が違うので、銀行などの会社とはまた違ってくる。この本店である教育委員会と現場の学校とをどのように結びつけるか、この辺の組織論のようなものがどうしても必要である。そうすると、やはり共通の教育振興プランという目標を持ち、共同でその目標を実現しようと教育委員会と学校が良好な関係を持って、気持ちを一つにする体制をとり、各学校においても校長が人間関係を構築し、保護者もこれに対して理解を持っていくことが必要である。また地域と学校の関係では、学校支援地域本部のよ

うなものを作って、地域と学校の関係も密にしていくと同時に、教育委員会内部の事務組織もお互いに情報交換をして連携し合うということが必要である。こういった組織論上の問題点を解消しながら、目標に向かってそれぞれが努力していくということがないと、いくら制度的な設計を変えて、教育長の権限を強化したところで、学校の現場等との連携はとれない。やはり私は本店としての教育委員会と各学校との関係をどのようにしたらいいのか、教育委員会内部の連携と共通目標をどう設定して、その責任をどうするかという議論が制度設計をするには不可欠だろうと思う。今、尾形委員が話をしたが、私は大田区の場合は、それは比較的順調に動いているのではないかと思う。

○委員長

ほかに意見や質問はないか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、ただいまの報告を承認してよいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

### 日程第3 「議案審議」

○委員長

第23号議案について、事務局の説明を求める。

○教育総務課長

第23号議案 大田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例原案の提出について、説明する。例年、この時期に補償額の改定等があり、審議している条例である。今年度の改正については2点ある。

1点目、第11条第1項第2号中の文言であるが、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。これについては、根拠法となっている障害者自立支援法の改正において、事業が統合されて条ずれが生じたため改正するものである。

2点目、別表の補償基礎額の欄である。これは上段が学校医、学校歯科医、下段が学校薬剤師の欄になる。6区分に分かれているが、最初の左側の部分については、この業務についた年数が5年未満、そこから5年刻みで一番右側は25年以上勤務されている方の欄になるが、若干、額を上げるという改定を行うということである。本来、補償基礎額については、東京都の職員の給与に連動しているが、東京都の職員の給与改定についてはマイナス改定が行われたところである。連動するということだと、マイナス改定になるのだが、

やはり特別な資格を有されている方であり、また昨年マイナス改定を行っているということもあり、人材確保の観点から、0.9%程度という若干であるが増額改定になったものである。こちらの条例については、施行期日は公布の日からとなる。今回、平成25年第2回大田区議会定例会の最終日が6月21日となっており、こちらで議決を経てからの公布となる。

経過措置が2点ある。要約すると、2は、平成24年12月1日を適用日と表現するが、この日以後に支給すべき事由が生じた場合は、改定額が適用されるということである。3は、適用日から条例施行の間に生じた事由については、支払われた金額はこれらに相当する新しい条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなすということである。例えば、本日、このような該当事由が生じた場合は、旧の保障基礎額をもとに公務災害補償を算定して支給を行う。それで、条例が施行された日をもって改定額を遡及して適応させるものである。このように公務災害補償の補償額を改定するほか、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出するものである。

○委員長

それでは、まず第23号議案について、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第23号議案について、原案どおり決定してよいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第23号議案について、原案どおり決定する。

第24号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第24号議案 (仮称) おおた教育振興プラン改訂版の策定について説明する。策定の目的は、「おおた未来プラン10年」に基づく分野別個別計画、また教育基本法に基づく教育振興計画、この二つの性格をあわせ持つ大田区教育振興プランを改訂するものである。先ほど、教育総務部長からも主要事務事業として説明があったとおり、平成25年度で前期のプランが終了するため、平成25年度中に平成26年度から平成30年度の、5年間の教育振興プラン改訂版を作成するものである。

(仮称) 大田教育振興プラン改訂版策定の概要となっている、基本プランである「おおた未来プラン10年」との整合性を図りながら検討していく。また、基本計画策定時から社会状況の変化、あるいは新たな教育課題の発生など、教育を取り巻く環境ニーズを考慮しながら検討を進めるということである。

改訂版検討体制の体制及び構成を説明する。策定委員会、懇談会、部内検討部会の3つの組織を設ける。部内検討部会については幹事会と作業部会に分かれる。加えて、事務局がある。各体制の構成であるが、プランの内容を審議するために設置する策定委員会、こ

れについては教育長が委員長になり、二人の部長が副委員長となる。小学校と中学校の校長、教育委員会事務局の課長などがこの策定委員会の構成メンバーになる。

懇談会については、現在、座長と学識経験者については空欄になっているが、これからこういった作業に精通されている適切な方を選任していきたいと考えている。部内検討部会だが、効率的に検討するため、策定委員会のもとに設置する。部内検討部会の下に幹事会と作業部会となる。構成では、想定されるメンバーを示している。事務局については、教育総務課長と経営計画担当係長が担任する。

また、策定委員会及び懇談会の設置要綱の案を挙げている。改訂版の策定委員会設置の目的だが、大田区における学校教育、生涯学習及びスポーツに関する総合的な政策を展開し、その推進を図ることを目的として策定委員会を設置するというものである。

教育懇談会設置要綱（案）もつけさせていただいている。こちらの設置目的は、第1条にあるとおり、広く区民や関係者からの意見を聞くため、教育懇談会を設置する。構成だが、第3条で、懇談会は教育長が委嘱する20名以内をもって構成する。

教育振興プラン改訂版の策定スケジュールの案については、本日、4月の教育委員会定例会で審議、決定し、来月5月に策定委員会の第1回目を開催する予定になっている。策定委員会については5回、懇談会については3回を予定しており、その中で素案を作っていく。平成26年2月に素案決定、その後にパブリックコメントを行い、5月には成案を決定し、6月を目途に公表していくという予定になっている。

#### ○委員長

ただいまの説明について、意見、質問あるか。

（「なし」との声あり）

#### ○委員長

第24号議案について、原案どおり決定してよいか。

（「異議なし」との声あり）

#### ○委員長

第24号議案について、原案どおり決定する。

これをもって、平成25年第4回教育委員会定例会を閉会する。

（午後3時55分閉会）